

令和2年度 第1回台東区次世代育成支援地域協議会 会議録

会議体の名称	台東区次世代育成支援地域協議会	
事務局（担当課）	区民部 子育て・若者支援課	
開催日時	2020年8月25日（火） 19:00～21:00	
開催場所	台東区役所 10階 1001会議室	
議題	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>(1) 審議事項</p> <p>①台東区次世代育成支援計画について</p> <p>②子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について</p> <p>(2) 事業報告</p> <p>①多胎児家庭支援について</p> <p>②多胎児家庭への移動経費の補助について</p> <p>③子育て世帯への臨時特別給付金について</p> <p>④ひとり親家庭への臨時特別給付金について</p> <p>⑤ひとり親家庭等への食の提供について</p> <p>⑥東京都との児童相談に係る連携強化を図るための協定の締結について</p> <p>⑦新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言前後の児童虐待に関する相談について</p> <p>⑧妊婦に対する育児パッケージの追加配布について</p> <p>⑨産前産後支援ヘルパーの対象拡大について</p> <p>⑩私立幼稚園入園祝金の充実について</p> <p>⑪新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う保育所等の対応について</p> <p>⑫令和2年4月保育所等入所状況について</p> <p>⑬認可保育所の開設について</p> <p>⑭保育所等における新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>⑮旧竜泉中学校跡地における高齢者福祉施設等整備に伴う竜泉こどもクラブの仮移転について</p> <p>⑯新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う放課後対策事業の対応について</p> <p>⑰令和2年4月放課後対策事業の利用状況について</p> <p>(3) その他</p>	
出席者	委員	<p>委員長 西 智子</p> <p>副委員長 堀内 一男</p> <p>委員 清水 紀美代</p> <p>委員 今西 みどり</p> <p>委員 澤田 庄一</p> <p>委員 石田 真理子</p> <p>委員 古屋 道明</p> <p>委員 高橋 海有</p>

		委員 宇佐見 正人 委員 江川 悦子 委員 柴原 公明 委員 桑原 裕美子 委員 齋藤 守男 委員 中村 真理子 委員 土肥 拓生 委員 望月 昇 委員 齋藤 美奈子 委員 酒井 まり 欠席委員 委員 中井 宏好 委員 小竹 桃子
	関係課	子ども家庭支援センター長 米津 由美 保健サービス課長 水田 渉子 庶務課長 佐々木 洋人 学務課長 福田 兼一 児童保育課長 横倉 亨 放課後対策担当課長 西山 あゆみ 指導課長 瀧田 健二
	事務局	子育て・若者支援課長 飯野 秀則 子育て・若者支援課庶務担当係長 池田 尚人

配布資料	【事前配布】 審議資料 1 台東区次世代育成支援計画について 別紙① 台東区次世代育成支援計画 計画達成状況（評価指標） 別紙② 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保数の実績 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況について 審議資料 2 子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の 設定について 報告資料 1 多胎児家庭支援について 報告資料 2 多胎児家庭への移動経費の補助について 報告資料 3 子育て世帯への臨時特別給付金について 報告資料 4 ひとり親家庭への臨時特別給付金について 報告資料 5 ひとり親家庭等への食の提供について 報告資料 6 東京都との児童相談に係る連携強化を図るための協定の締結に ついて 報告資料 7 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言前後の児童虐待に関す る相談について 報告資料 8 妊婦に対する育児パッケージの追加配布について
------	---

報告資料 9	産前産後支援ヘルパーの対象拡大について
報告資料 10	私立幼稚園入園祝金の充実について
報告資料 11	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う保育所等の対応について
報告資料 12	令和2年4月保育所等入所状況について
報告資料 13	認可保育所の開設について
報告資料 14	保育所等における新型コロナウイルス感染症対策について
報告資料 15	旧竜泉中学校跡地における高齢者福祉施設等整備に伴う竜泉こどもクラブの仮移転について
報告資料 16	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う放課後対策事業の対応について
報告資料 17	令和2年4月放課後対策事業の利用状況について

審 議 結 果

(1) 審議事項

①台東区次世代育成支援計画について

原案どおり了承された。

②子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について

原案どおり了承された。

(2) 事業報告

特に問題なく了承された。

検 討 経 過

1. 開会

2. 議事

(1) 審議事項

①台東区次世代育成支援計画について

【説明】

(子育て・若者支援課長)

審議資料1に基づき、台東区次世代育成支援計画について、説明する。昨年度の第二期計画策定の際には達成状況を見込みの状況で報告していたが、今回、第一期計画の最終的な達成状況がまとまったので、ご審議いただきたい。前回の計画の中では、計画全体の基本目標ごとに評価指標があり、別紙①の1ページから4ページには詳細をまとめている。審議資料1ページの表では、評価指標は14項目あり、未達成率が8項目、達成率が42.8%という形になっている。2ページの(2)では未達成の指標を記載している。計画全体の評価指標の一つ目の指標の「台東区が子育てしやすいと感じる人の割合」は、目標が増加に対して52%と、減少している。次の指標の「子育てに関して不安感や負担感を感じる人の割合」は、目標が減少に対して46.1%と増加という結果となっている。次に、基本目標ごとの指標は、基本目標1「安心して子供を生み健やかに育てられる環境を整備する」のうち、妊婦健康診査受診率は目標が98%に対して、96.3%。乳幼児健康診査受診率は目

標が97%に対して、91.2%という結果だった。次に、基本目標2「教育・保育の質と量を充実する」の一つ目の指標が保育所の待機児童数だが、目標0人に対し、79人。次のこどもクラブの待機児童数は目標0人に対して、20人というような結果だった。3ページの基本目標5「子供が安心して安全に育つ環境をつくる」の一つ目の指標、不登校児童生徒の割合は目標が減少に対して割合が高くなっている状況となっている。次の指標の要保護児童数では、目標減少に対して、増加という結果になっている。(3)事業計画の達成状況では、計画事業数は全体で、215事業あり、未達成事業が4事業となっており、達成率は98.1%になっている。4ページの(4)未達成事業は、(3)事業計画の達成状況の4事業の未達成の理由を記載している。事業番号6番の乳児家庭全戸訪問事業は、目標の訪問指導率100%に対して90.3%という結果。未達成の理由は、長期の里帰り等の理由によって、すべての家庭に訪問することができなかったことによるものとなっている。次に、事業番号7の乳幼児健康診査事業は、目標受診率の97%に対して91.2%となっている。これは、受診率向上のために、案内した日とは別の日程、会場での日程での受診も可能とし、工夫を行ったが、受診率の向上にはつながらなかったことが未達成の理由となっている。次に、事業番号22番のぜんそく児サマーキャンプ事業では、喘息児の治療の進歩に伴いまして、転地療養が治療の主体ではなくなったため、事業を終了したことから未達成となっている。次に事業番号50番、商店街振興事業を活用した放課後の居場所づくり事業では、商店街全体説明会にて、多世代交流支援事業をはじめとする、他団体の成功事例を交えながら、周知を図ってきたが、結果的に申請がなかったことが未達成の理由となっている。なお、各事業の達成状況は別紙1の5ページから58ページに記載しているので、後ほどご確認いただきたい。続いて、項番の2、台東区子ども・子育て支援事業計画の達成状況について、子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保数の実績を児童保育課長から説明する。

(児童保育課長)

審議資料1別紙②に基づき、説明する。教育・保育の量の見込み並びに影響体制の確保数及び実績について、下段の令和元年度の実績欄に今回実績を記載した。推計値と実績数を比較いたしますと、2号認定、こちら3歳以上の保育の必要な人数は、プラス121人で確保が進んでいる。3号認定、0歳から2歳の保育の必要な人数は、マイナスの88人で不足が続いている。こちらの確保数の実績についての報告は以上である。

(子育て・若者支援課長)

地域子ども・子育て支援事業について、別紙3の一番上の事業No.1の時間外保育の延長保育をもとに、表の見方を説明する。一番右側に元年度の実績、計画上の量の見込みが、一番上にあり、それが803人、確保数が1301人に対して、実績が865人、確保数が1065人で、網掛けの部分が過不足となっており、確保数が実績数を上回る200人となっている。過不足数がプラスであれば、実績に対して確保できているという状態となっている。以下の事業ナンバー2からナンバー5についても過不足数がプラスで、需要数に対して確保ができていく状況となっている。裏面の事業番号6から12についても過不足数はプラスとなっていて、すべての計画事業が需要推計量を確保できている体制となっている。報告は以上である。

【質疑応答】

(宇佐見委員)

審議資料1別紙①の18ページ、57番、幼稚園保育園の小学校の連絡協議会の方向性は推進に対し、評価はAになっているが、ここ5年間見て、実際に未開催が3年で、開催が2年しかないが、達成とした基準はあるのか。

(庶務課長)

28年度の時点で、年に2回開催しているので、達成としている。

(宇佐見委員)

目標が回数となっているわけではないが、ただ、5年間のうち、未開催の年が3年と、半分以上あることで、1回でも2回でも開催すれば、目標の推進に対して達成という基準なのか。その辺が、どのようになっているか。

(庶務課長)

回数で目標設定していないので、資料のとおりの評価としている。

(宇佐見委員)

今後の計画においても推進という方向性は継続するのか。それとも、私は幼稚園・保育園・こども園・小学校連絡協議会は、あっていい会議だと考えているが、いろんな状況があってできてないのか、特に必要がないという理由での未開催なのか。可能であれば、これは継続して開いてもいいと考えているが、その辺の方向性について伺いたい。

(高橋委員)

今は私立幼稚園の立場だが、かつて認定こども園の立場で、この連絡協議会に出席した委員の1人として、私の見解を述べたい。10年近く前に、ちいさな芽という共通カリキュラムを台東区が策定しまして、策定するにあたり、この連絡協議会が一つのきっかけになって、教育改革担当の取りまとめで、策定されたと思う。年2回程度、この会議がその共通カリキュラムを評価をしていたが、それが今度、独立して、教育支援館の方に移管され、幼児教育共通カリキュラム開発委員会が立ち上がり、この連絡協議会の役割が開発委員会の方に移行したため、連絡協議会が少なくなっていったと解釈している。だから、開催の必要性がなくなってきたと解釈し、開催がなくなったんじゃないかと、私の意見も含めてお話をした。

(子育て・若者支援課長)

事務局の方からも先ほどそういうお話をしたが、新しい計画には、今回の事業は計画事業に位置付けはしていない。ただし教育委員会の方では、必要に応じ、こういった会議は開催していきたいという考えとなっている。計画的に開催ではないので、今回の計画から外している。

(宇佐見委員)

次に、審議資料 1 別紙①の 20 ページ、65 番、小・中学校 I C T 事業の推進についても、毎年実施で達成 A とされているが、一体どんなことが事業として実施されているか、具体的な事例を教えてください。

(指導課長)

I C T 教育の推進では、計画期間中にモデル校を設置し、そこで様々な I C T 教育の検証などを行いつつ、今年度から、国の G I G A スクール構想の加速化などを含め、各校に 1 人 1 台端末の整備を進めている。

(石田委員)

審議資料 1 別紙①の 3 ページ、全国学力調査平均正答率について、平成 26 年度の現況に対し、令和元年度の実績は、小学校 6 年生は算数国語ともにプラス 3 以上となっているが、中学 3 年生は、国語、数学はマイナスとなっている。英語はプラスだが、台東区の場合、小学校で私立を受験する子供が大変多いので、小学校はそういった子供たちが成績を引っ張っているイメージだが、これに対し、中学 3 年生公立中学は、そのような子供たちが抜けるため、マイナスとなっていると予測している。実際に子供たちを見ていて、公立中学に通う子供で、お勉強苦手な子供が多く、できる子とできない子の格差が激しいように見えるが、その点から、この達成状況を、全国値以上と目標設定するということに、疑問を感じるが、どのように区は考えているのか。

(指導課長)

委員おっしゃる通り、様々な背景が考えられるが、あくまで全国の調査が指標になるということを出している。区独自の講師、学力向上推進ティーチャー事業を小学校も中学校も、主要の 5 教科ではないが、学校ごとに、区独自の講師を配置して、放課後の学習などを充実させている。それから授業中もチームティーチングという形で、正規の教員が授業に、フォローアップに入る形で、全国平均に近づける取り組みをしている。指標については、このまま全国の値を基準としていきたい。

(西委員長)

審議事項①については了承とする。(全委員異議なし)

②子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について

【説明】

(児童保育課長)

審議資料 2 に基づき説明する。本件は、子ども・子育て支援法第 31 条の規定により、保育施設の設置者からの申請により、区が利用定員を定めるために、本協議会のご意見をいただくものとなっている。対象施設は、令和 3 年 4 月開設予定の認可保育所の 2 施設。内容の詳細は、事業報告の 13 となっている。13 の認可保育所の開設と、関連しているので、報告資料 13 と合わせて説明する。項番 1、公募による提案の概要について、(1) 仮称さくらさくみらい下谷、開設予定日は令和 3 年

4月1日。所在地は下谷三丁目9番、定員は0歳から5歳、78名の予定。構造・延べ床面積は資料のとおり。運営事業者は株式会社さくらさくみらい、都内認可保育所を42園など経営している経営者である。資料2ページ、(2)仮称さくらさくみらい蔵前は開設予定日は令和3年4月1日、所在地は蔵前一丁目7番、定員は1歳～5歳児65名。構造、延べ床面積は資料のとおり。運営事業者は(1)と同じ、株式会社さくらさくみらいとなっている。資料3ページ、項番2、提案の審査について、審査日は令和2年3月18日、審査方法は、区内に比較できる同種の施設が存在することから、良好な運営をしている他の施設を参考とし、同水準であれば標準点とし、標準点以上であれば、選定している。(3)審査委員は資料の通り。(4)審査結果は、得点は表の通り。両施設とも標準点の670点を超えているので、選定をした。審議資料2の、2施設の利用定員の内訳については、(仮称)さくらさくみらい下谷が、0歳が6人、1歳が12人、2歳が15人、3歳から5歳がそれぞれ15人で合計は78人。次に、さくらさくみらい蔵前は、1歳が10人、2歳が10人、3歳から5歳が各15人で、施設の定員は65人。保育施設の設置者からの申請により、審査をし、区が定めた利用定員についての説明は以上である。

【質疑応答】

なし

(西委員長)

審議事項②については了承とする。(全委員異議なし)

(2) 事業報告

①多胎児家庭支援について

②多胎児家庭への移動経費の補助について

【説明】

(子育て・若者支援課長)

はじめに多胎児家庭支援について、報告資料1をもとに説明する。項番1、現状と課題について、多胎児家庭においては妊娠の段階で具体的なイメージが持てないことや多胎児特有の育児の困難さに直面する保護者が多いのが現状であり、外出の際の負担が大きいと、外出を控え、地域から孤立し、虐待につながってしまうリスクがある。項番2目的について、身体的・精神的負担の大きい多胎児家庭に対し、育児負担の軽減を図るとともに、多胎児家庭が行政をはじめとした支援とのつながりをもつことで、孤立を防ぐことを目的とする。項番3事業概要の(1)、多胎児家庭支援の①、②は、新規項目であり、①の情報提供の内容は、妊娠時から多胎児特有の育児について生活のイメージが持てるよう、台東区独自の多胎児家庭サポートパンフレットを作成し、情報提供を行うとともに、必要な情報が行き渡るよう支援するという内容。②の研修会の内容は、区及び関係機関の職員が、多胎妊娠の正確な情報を伝え、適切な対応ができるよう、研修会を実施し、今後の支援に活かしていく。(2)産前産後支援ヘルパーの外出サポートだが、これは既存事業の充実ということで、後ほど保健サービス課から報告される案件あるが、東京都の事業活用し、事業拡充を図る予定となっている。これについては、後程説明する。項番4予算額は記載の通り。現在の進捗については、多胎児家庭のサポートパンフレットは現在内容を検討しており、研修会は、コロナ禍の状況で、現在のところ実施できていないが、今年度中に実施する予定。報告資料1の説明は以上。つづい

て、報告資料 2、多胎児家庭への移動経費の補助について説明する。項番 1 現状と課題は記載の通り。項番 2 の目的は、身体的・精神的負担の大きい多胎児を養育する家庭に対し、移動支援としてタクシー利用料の一部を助成することで、育児負担の軽減を図り、多胎児家庭が社会とのつながりをもつことで、孤立化を防ぐことを目的とする。項番 3 事業概要は、多胎児の乳幼児健診や予防接種など、母子保健事業で外出した際のタクシー料金を補助するものであり、費用負担は、都の補助事業を活用し、補助率は 10 分の 10 である。限度額は 1 世帯当たり年額 24,000 円。項番 4、対象者は、3 歳未満の多胎児を養育する家庭で、想定で 45 世帯を見込んでいる。項番 5、補正予算額は記載の通り。6 月の第 2 回定例会にて、補正予算が成立している。現在の申し込み状況は、7 月から申し込みを受け、20 世帯から申し込みを受け、今月中に、タクシーが利用できる券を送付する予定。

【質疑応答】

なし

③子育て世帯への臨時特別給付金について

【説明】

(子育て・若者支援課長)

子育て世帯への臨時特別給付金について、報告資料 3 に基づき説明する。項番 1 の趣旨について、小学校等の臨時休業の時期に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みの一つとして実施している事業で、児童手当受給世帯に臨時特別一時金を支給した。項番 2 支給対象児童は記載の通り。対象数の見込みは、対象児童数が約 1 万 7600 人、対象世帯数が約 1 万 2000 世帯。項番 3 給付額は、対象児童一人につき、月 1 万円。項番 4、給付方法は、既に支給対象者の児童手当の対象者の口座に振り込みをしている。項番 5、費用負担について、実施に要する費用については、記載のとおり。項番 6、支給日は 6 月 18 日に、最初の支給を行っている。項番 7、補正予算額については、5 月の臨時会において補正予算が成立している。金額は記載の通り。現在の支給状況は、約 1 万世帯、1 万 4647 人に支給している。

【質疑応答】

なし

④ひとり親家庭への臨時特別給付金について

【説明】

(子育て・若者支援課長)

ひとり親家庭への臨時特別給付金について、報告資料 4 に基づき説明する。項番 1、趣旨について、新型コロナウイルス感染症により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯に特に大きな影響が生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育ての負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給開始している。項番 2、支給対象者は、(1) 児童扶養手当の受給世帯に基本給付対象者は、令和 2 年 6 月分の児童扶養手当の支給を受けている者、公的年金給付を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない者、新型コロナウイルス感染症の影響を受

けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準以下になった者が対象になっている。(2)の収入が減少した児童扶養手当受給世帯、ひとり親世帯の追加給付は、(1)のうち、1、2の支給対象者のうち、家計が急変した収入が大きく減少した者が対象。項番3の給付額は、基本給付が1世帯あたり5万円、第2子以降、1人につき3万円の給付。(2)の追加給付は1世帯あたり5万円の給付。項番4、補正予算額については6月の第2回定例会で補正予算が成立していて、予算額は記載の通り。周知については、広報たいとう、区ホームページ、ツイッター等で周知している。項番6のスケジュールは、6月の中旬から令和2年6月分の児童扶養手当の受給者へお知らせを送付し、7月6日には児童扶養手当の受給世帯に、給付金を支給している状況。次に、8月から、その他の基本給付及び追加給付の対象者の方の申請を受け付けている状況。1回目の支給が9月上旬に支給を予定している。現在の支給状況は、児童扶養手当支給世帯が約900世帯、この対象の方については7月6日に開始。今後9月上旬に家計急変世帯、約550世帯に給付を予定。なお家計急変世帯の申請受付は来年の2月26日まで申請を受け付けている。

【質疑応答】

なし

⑤ひとり親家庭等への食の提供について

【説明】

(子育て・若者支援課長)

ひとり親家庭等への食の提供について、報告資料5に基づき説明する。項番1、目的について、新型コロナウイルス感染症の影響で、子供食堂の活動休止が余儀なくされている状況により、ひとり親家庭等の食の確保が難しい状況が見受けられている状況である。そこで子供育成活動支援補助団体を通じ、お弁当の提供を行うことで、ひとり親家庭への支援の充実を図るものである。項番2補助概要について、(1)対象団体は、子供育成活動支援補助団体、(2)対象事業として、ひとり親家庭等を対象とした食事の提供で、区内の飲食店から調達した弁当の配布を行っていただいている。補助額は1団体当たり50万円。項番3補正予算額は、6月の第2回定例会で予算が成立しており、予算額は、記載のとおり。現在の状況は、子供育成活動支援団体3団体から補助金の申請を受け付け、順次実施していただいている状況。中にはすでに終了している団体もある。

【質疑応答】

(今西委員)

ひとり親家庭への手厚い補助が出ているが、今のお弁当の話ではひとり親家庭等となっていて、先ほどの1万円の臨時給付金の件は、子育て世帯となっていて、1世帯当たり5万円の給付金の件はひとり親家庭と限定されているが、ひとり親じゃなくても、2人でも1人分ぐらいしか生活費がないような世帯は、5万円の対象ではないという考え方なのか。

(子育て・若者支援課長)

まず子育て世帯の児童手当をもらっている家庭には1万円。これは国の制度に基づき、給付している状況。これに加え、ひとり親家庭、家計が急変した世帯を含めて、補助を出すということである。これはひとり親の施策で、国の制度を活用して実施している。食の提供については、これは区独自のものであり、子供食堂を利用している方はひとり親家庭に限定しづらいので、ひとり親の家庭に限らず、食の確保が難しい家庭はご利用いただくとい趣旨で、この事業をお願いしている。

(今西委員)

中間所得者層も含めてというように1枚目のところ記載があるが、ひとり親に限らず、2人いても、家計急変している世帯が困らないようにしなければならないと考えているので、よろしく願いしたい。

(堀内副委員長)

具体的な報告を伺い、生活困窮している家庭に対し、様々な事業を行っている、ということを経日ここで話を聞かなければ、実態として掴めない。しかし、現実的には、細やかなところに気を使って、生活に困っている子供たちの家庭を援助しましょうという考えがあるということを経自身、改めて認識をして、いろいろな事業をやっているんだなということを感じた。そこで心配しているのは、広報たいとう、ホームページ、それからツイッター、CATVというような形で、周知はされているが、本当に困っている子供たちの手元に周知がどのような形でいくのか。本当に必要な人が情報を知らないという可能性もあると思うが、どのように考えているのか。

(子育て・若者支援課長)

ひとり親の給付は、児童扶養手当を受給している世帯を把握しているので、児童扶養手当イコール1人親世帯ということで、この対象にお知らせをお送りするという事は確実にやっている。年に1回現況届は面接をすることになっており、必ず現況届をお持ちになる方は区役所の方に来てもらうということで、情報伝えることができる。ただ、家計が急変した方もいる、そういった方にどれだけ届くのかということでは、例えば、先に挙げた4つのツールでいいのかということもあるが、できるだけこれで周知を図っていきたいとひとり親の部分は考えている。また、食の提供については、子供育成活動支援団体を通じて食の提供をしているので、各団体の規模によるので、一気に周知して、一気に利用されることで、団体の方が対応しきれないという状況もあるので、口コミにより、従前から子供食堂を利用していた人を中心に配付をしている。

(堀内副委員長)

私自身聞いたことで、この子供食堂を行っている方が中心となり、食生活に困窮している子供たちに対し、食料を、配給しようという話があった。その子供達だけに、どうやって知らせるかということで、最終的には全校生徒に、こういうふうにして配るから、もし必要な人はいらっしやって、全部の子供たちに配布したっていうことを、見たのですが、台東区などは特にその辺どう考えているのか。

(子育て・若者支援課長)

学校を通じて周知する方法もあるが、先ほど申しましたように、子供食堂を運営している NPO であったり、ボランティア団体さんをお願いしている状況なので、その受け入れ体制っていうのが、確保できれば、そういった周知も可能だと考える。区内で活動している団体も限られているので、その辺のことは団体と協議しながら、周知の仕方、受け入れ体制、全員に周知して、必要な人に隅々まで、行き渡るというのが理想だが、受け入れ側の体制も考えながら、事業拡大は進めていきたい。

(石田委員)

今の件について、実際に私どもの団体が、50 万円の補助金をいただき、お弁当プロジェクトを行っている。当初 5 月に、私どもの団体が、団体の資金から、ひとり親家庭・多子家庭・障害者障害児家庭を対象にしたキッズお弁当プロジェクトを、開始した。で、それを区の方が、気に入ってくださって全区的に広げていこうということが、お弁当に関する支援の始まりだった。私も、例えば学校のツールを使って、ひとり親家庭に知らせていただく方法も考えたが、やはり 50 万円だとすぐになくなってしまう。そこで団体の方で繋がっている子供、さらに SNS、子ども家庭支援センター、子育て・若者支援課などと連携をとりながら、特に必要と思われる家庭に周知ができるように、現在は行っている。私たちはこのほかに、独自の事業として、フードパントリー食品の無料配布を月に 1 回、台東区内 2 ヶ所でやっているが、困窮している家庭がどんどん増えてきている。当初、3 月 8 日に一番初めの食品の無料配布を行ったが、その段階では繋がってる約 20 家庭が取りにきた。8 月はもう大体約 50 家庭近くに増えてきている。だから、困窮する家庭はこれからもっともっと増えていくであろうと予想されるので、なるべく頑張りたいとは思っているが、予算の関係もあり、全員の方にご利用いただくということが大変難しくなっている。

⑥東京都との児童相談に係る連携強化を図るための協定の締結について

【説明】

(子ども家庭支援センター長)

報告資料 6 に基づき説明する。項番 1 目的について、近年、児童虐待事例が後を絶たず、大きな社会問題となっており、本区においても対応や未然防止対策の更なる強化が急務となっている。児童虐待の早期発見・早期対応、虐待を受けた子供の保護・自立支援の対策を強力に推進するため、都とさらなる連携強化を行っていく。項番 2 協定に基づく事業は (1) から (6) のとおり。(1) 子供を守る地域支援ネットワーク巡回支援事業は、子ども家庭支援センターが区内の保育園や学校を定期的に巡回し、支援が必要な子供を早期に発見し、対応することで、児童虐待防止を行うもので、平成 29 年度より実施をしている。(2) 要支援ショートステイについては、子供を預かった上で、計画的に保護者へ支援が必要なショートステイとして、本年 6 月より谷中分室にて実施。(3) 管理職及び一般職員の派遣については、管理職及び一般職員を児童相談所に派遣し、行政処分などの会議に参加させ、(5) の児童相談所から区市町村への事案送致、(6) 児童・保護者に対する通所・在宅支援の委託など本区の児童の処遇に関するいろいろな決定に関与する。(4) 児童相談所の区市町村のケース検討会議への積極的関与について、児童相談所職員が子ども家庭支援センターの会議へ定期的に出席しているもので、常に継続的に実施している。(5) 児童相談所から区市町村への事案送致について、児童相談所から通告のあったケースではすべて児童相談所が対応、調査をしていたが、

泣き声通告や面前DVなど、区への対応が適切と判断したときに、区に事案送致をする。(6) 児童・保護者に対する通所・在宅支援委託について、児童相談所が対応している本区のケースについて、実際の指導を都が区に委託する。区内関係機関とのネットワークやサービスなどを適切に活用しながら、的確に在宅支援を行うことが可能となる。項番3 協定締結日については、令和2年3月6日に協定締結済みである。

【質疑応答】

なし

⑦新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言前後の児童虐待に関する相談について

【説明】

(子ども家庭支援センター長)

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言前後の児童虐待に関する相談について」報告資料7に基づき説明する。項番1 新規相談について、表は令和2年1月から月ごとの相談数であり、5月末時点の数字となっている。() 内が前年同月の相談数。(1) 新規養護相談数の表は、各月の新規に受け付けた児童相談数を示す表となっている。虐待については、3月、4月の相談数は半減したが、5月の相談数は1.5倍と増加している。(2) 虐待の相談内容については、ネグレクトが減少し、心理的虐待が増加している。ネグレクトが減少した理由は、学校の休校に伴い、気になる子供を発見する機会が減少したためと考えている。心理的虐待が増加した理由は、面前DVで警察からの通報が増加したためと考えている。(3) 虐待相談の通報経路について、3月からは児童相談所や学校、保育所からも通報が減少している。これは新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学校休校が影響していると考えている。4月は警察、5月は児童相談所、保健所、近隣からの通報が増加している。児童相談所、保健所、近隣からの通報が増加した理由は、自粛のため家庭で過ごす方が多く、ストレスによる家庭内トラブルや近隣の泣き声、怒鳴り声が気になる方が増加したためである。項番2 児童相談所からの連絡により区が対応した件数について、昨年10月より児童相談所に通告があったケースでも、区への対応が適切であると児童相談所が判断した場合は、児童相談所から区へ連絡し、区が対応する逆送致を行っている。10月から3月までの6か月間で15件、4月、5月の2ヶ月間で13件の対応を行った。増加の原因は、在宅で過ごす家庭が多くなり、家庭内でのトラブルが増加していること、また、近隣も家庭で過ごしているため、近隣の音に敏感になっていることが原因と考えている。対応は、家庭訪問などの調査を行い、助言で終了または継続支援となるケースがほとんどで、保護など、緊急に対応ケースはなかった。項番3 新型コロナウイルスに関する主な相談内容について、相談内容は表の通りとなっている。休校、登園・外出自粛などにより育児負担が増えたことによるストレスの増加ということで、相談が多くあった。項番4 緊急事態宣言後の児童虐待防止に関する取組については、1点目が要保護支援ネットワーク関係機関による子供の見守り強化、2点目が台東区ホームページで感染防止対策中の子供と家庭に向けた相談先の周知とメッセージの掲示を行った。3点目が、子ども家庭支援センター職員による家庭でできる手遊びの動画を台東区ホームページに掲載を行った。

【質疑応答】

(古屋委員)

日頃、子ども家庭支援センターには大変お世話になっていて、本当に少ない人数でたくさんの案件を対応していて、本当に大変だろうとお察しをするが、ちょっと台東区の私立保育園連合会の園長会からも、いくつか子ども家庭支援センターにお願いってような形をしたいと思うが、前々回の時に、この要保護にする基準というのがどこにあるのかという質問をした。その点から、二つの事例をお聞きしたい。このコロナ禍で、外国の方、出身の保護者もたくさんいる中で、春節で要保護のひとり親家庭が中国に帰られて、それで帰ってこれなくなった。ただ向こうには祖父母がいて、お母さんも、お子さんも4人で暮らしていて、祖父母が子供の面倒見ているので、日本にいるよりは、非常に穏やかに暮らせているようだった。しかし、アパートの家財の整理をしたいので1回は戻ってきたい。でも日本に帰ってきて、元々飲食店に勤めていたので、再就職は難しい状況にあり、中国で暮らそうかと考えていたが、子ども家庭支援センターが日本に帰ってきて自活しなさいというようなアドバイスがあって、その保護者からも帰ってこなきゃいけないのかという相談が保育園にあって、もう中国で穏やかに暮らしているのなら、その方がいいのではないかと思うが、子ども家庭支援センターから保育士にも、中国に電話して、帰ってくるように促して欲しいというアドバイスがあったということが1件あった。もう1件は、既にご両親は別居しているが、祖父母も入れて3人で、何とか子供を面倒見ている家庭があり、そのお母さんがいろんな生きづらさを感じて、診察を受けたら発達障害があると言われて、子ども家庭支援センターの方に連絡したら発達障害があるならば、仕事をやめたほうがいいと言われて。発達障害で仕事をやめるというのは問題があると思うが、でもお母さんも収入がなくなり、保育園を辞めて子供とずっと向き合うようになったら、ちょっと自信がない。なので、発達障害で仕事を辞めるように言われた通り、辞めなければならぬのかという相談が保育園にある。この方は、不器用ながら一生懸命育児されているところに、子ども家庭支援センターが介入し、親が困ってしまっているのだから、保育園として、どういふアドバイスなのかということをお聞きすると、「検討した結果です」と回答がある。この園長とかが、他の子と比較して、緊急性が高いとか、今度すぐに関わってほしいという思いで連絡しても、検討した結果要保護ではありませんとか、要保護を解除しますとなることもある。毎日子供と関わっているのは園長や保育士なので、子供の変化とか、保護者の様子を、長期的に見て、これは介入しなければいけないという場合には即連絡しているが、大概が見守りか、要保護ではないという回答になるため、連絡しても無駄なのではないかと考える園長たちもいる。なので、園長たちが通報してくるということはかなり緊急性がある、園でもかなり問題がある、子供の健全な環境が守られてないということも踏まえてということをお聞きしてほしい。もう手を焼いているから何とかしてほしいということではない。保育園も児童施設で、福祉機関なので、子供たちを守ろうという意識は強いが、介入権限を持った行政が介入するというのが一番強いので、園長会としても、園長の通報・要望というものも会議の中に入れて、要保護の認定をしていただきたいと思います。

(子ども家庭支援センター長)

園長たちからの通報、連絡から相談が始まるので、丁寧に、もう少しお話を聞きながら、対応していくようなかたちで、検討していきたい。個別ケースについては、細かい内容も必要になるので、後日相談させていただきたい。

(高橋委員)

報告については、緊急事態宣言前後の児童虐待ということで限定されているので、必ずしも今私がこれから申し上げる意見については、子ども家庭支援センターの問題だけではないが、実際に幼稚園の子供たち、それから近所の小学生中学生の子供たちを見ている中で、親と子供と一緒に生活する時間が長いがために、虐待を受けているという件数も確かにこのようにあると思うが、その逆に、保護者の方と一緒に過ごす時間が長くなって、子供にとっては幸福感を、たくさん感じている家庭がたくさんあったように思う。今度は逆に、緊急事態宣言が終わり、6月から分散登校、登園がはじまり、登校・登園することで、生活が全く変わってしまうということに対して、その子供たちの悩みというものに対してはどう考えているのか。庶務課長さん、指導課長さんがオブザーバーでいるので、そういう子供たちの心のケアとか、子供たちが悩めば、保護者の方も悩んでいるということで、虐待とテーマは違うが、子育て支援、次世代育成という大きな括りで考えた時に子供たちと直接関わって感じることを、それを今、意見を申し上げたが、一つの要望として、先ほど古屋委員が言ったように、行政の方々がしっかりと身をもって、関わるということが非常に大きなことになると思うので、指導課、庶務課の皆さん、そして教育委員会の方々が関わっている子供たちのそういった不安、この2学期が始まると同時に、ただでさえ、学期の始まりというのは、自殺願望が増えるとか、いろんなことを言われている中で、特にこのコロナの関係で、家庭にいる時間が長く、過ごしやすいたと考えていた児童、生徒がその不安感を持っていると実感を感じているため、その辺を希望として要望として、教育委員会、見守ってくださいとお願いしたいと思っている。

(指導課長)

まず一つは学校が再開した際に、分散登校から始めたことで、小学校は特に丁寧な対応ができ、学校に慣れるのにいいチャンスだったという報告があった。2学期は通常通りスタートしているが、指導課としても、学校支援のため、様々な不安を抱えたお子さんのために、小学校に関しては、区費のカウンセラーを週2日、それから都費のカウンセラーを週1回、合計で3日間配置できるような体制をとっている。中学校に関しても、区費のカウンセラーが週に1日、都費のカウンセラーが週1日という合計週2日ということで、実際、スクールカウンセラーのなり手がいない中で、埋まっていない日数があったので、それを埋めるっていうことを、6月7月と進めて参り、だいぶ進み、学校の校長先生からのスクールカウンセラーの配置を追加要望もできる限りすすめてきた。これからの2学期については、不安からくるものもあれば、1学期間に、いじめ等、様々なところで悩んでいるという事態も、これからもしかしたら芽が出てくる可能性があるため、より丁寧に対応していくということを校長会を通じてお願いしている。それから、今の幼稚園生、小学生、中学生が今後、これからの時期、マスクが外せなくなるお子さんとか、逆にマスクがなかなかできないお子さんとか様々な事例が出てきており、そういった中で、どんな対応をしていくのかについては校長会等と丁寧に対応していきたいなと思っている。

(土肥委員)

少し膨らんだ話題にはなってしまうが、自分自身が親として、幼児と小学生とをコロナ禍で見ていた話や今お伺いした話からコメントしたい。まず児童虐待という観点から質問したいが、この数字はサンプル数が少ないので、誤差といえば誤差かもしれないし、誤差でもないかもしれないが、(3)の部分をクロス集計すると違った結果が出てくるのではないかと思う。その結果から何が起

きたのかってという仮説を持つのがいいと考える。それとともに、仮説が当たっているかどうかわからないが、今後例えば、園や学校で誰か感染者が出たという時に一時的に閉鎖にどうしてもせざるをえない状況が生まれてしまう可能性がある。そのうちまた園に行く、その学校に行く人に対しては同じ状況がこの過程で起きるということもあるので、そういったところの対策にぜひ、その知見っていうのを活かせるような対策を練っていただきたい。

(子ども家庭支援センター長)

クロス集計はやっていないが、今後の参考とさせていただきたい。東京都の方の虐待の通告数も聞いているが、やはり都も同じような形で、休校のときには少なかったが、休校が終わった段階、自粛が終わりそうな段階から、資料2ページのような内容が増えたというようなことを聞いているので、細かい分析をしていきたい。

(土肥委員)

それを含めて先ほどの幸福感を含め、子ども家庭支援センターさんだと、虐待からの目線でのデータになり、指導課さんからは学校目線になるのかと思うが、おそらく色々な事象が発生したときには、それぞれの部署からの見方になっていると思うので、部署外の人にはそれぞれの部署での見方が伝わってない状況が起きていると思う。再度緊急事態宣言が発令されるかどうかはわからないが、局所的に同じような現象がというのが起きる状況っていうのは容易に想像できるので、そういった時のためにも横の連携等の対策・方針等を検討していただきたい。

(子ども家庭支援センター長)

参考にさせていただきたい。

⑧妊婦に対する育児パッケージの追加配布について

【説明】

(保健サービス課)

保健サービス課長が本日急用により欠席になったので、浅草保健相談センター所長の中井が代理で報告をする。妊婦に対する育児パッケージの追加配布について報告資料8に基づき説明する。項番1、背景について、東京都はとうきょうママパパ応援事業の中で、令和2年度から育児パッケージを上乗せすることとしている。具体的には、妊婦の全数面接、本区においてはゆりかごたいとう面接で配布をしている育児パッケージに、感染防止の観点からタクシー利用などに係る、育児パッケージなどを上乗せした区市町村を支援するという内容となっている。項番2、追加する育児パッケージについては。現在本区で配布しているこども商品券をさらに1万円分上乗せして配布をするという施策。項番3の対象となる妊婦について、(1)令和元年度中に面接を受けた妊婦については、再度状況確認が必要ですので、郵送でアンケートを送付、返送していただいた方に、パッケージを送付するという流れになっている。次に、(2)令和2年度中に面接を受けた妊婦についてですが、4月以降、この施策をはじめた時まで、面接を受けた妊婦については、すでに状況把握が終わっているため、追加分のパッケージの追加送付をした。②の、これから面接を受ける妊婦については、面接に来た際に配る既存事業分の1万円分に、さらに1万円分を上乗せをして、2万円分を渡して

いる状況となっている。項番の 4、補正予算は記載のとおりで、5 月の臨時会で補正予算が成立をしている。項番 5、スケジュールについては、5 月の臨時会終了後、パッケージは順次配布を行っている。

【質疑応答】

なし

⑨産前産後支援ヘルパーの対象拡大について

【説明】

(保健サービス課)

産前産後支援ヘルパーの対象拡大について報告資料 9 に基づき説明する。項番 1 背景について、区では先ほど子育て・若者支援課から報告があった通り、令和 2 年度より多胎児を養育する家庭に対して、多胎児支援を行っている。また、東京都におきましても補助率 10/10 で、令和 2 年度から同様の事業を開始した。そこで、区で行っている本事業について、補助事業を活用し、特に多胎世帯や低年齢をもつ家庭、多子世帯をもつ家庭に対し、再構築を行うものである。項番 2 の変更内容について、今回の変更は、既存の区事業を維持しつつ、都事業に沿った内容に拡大を行っている。拡大内容は、表の通りとなっているが、医療機関、利用上限ともに拡大を行い、利用者負担金についても、都事業に合わせて変更を行った。項番 3 補正予算額については、記載の通りで、6 月の第 2 回定例会で成立をしている。項番 4 スケジュールは、令和 2 年 7 月より事業の拡大を実施している。

【質疑応答】

なし

⑩私立幼稚園入園祝金の充実について

【説明】

(庶務課長)

私立幼稚園入園祝金の充実について報告資料 10 に基づき説明する。1 概要について、区では子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に入園した幼児の保護者に対する補助として、入園祝金を所得制限なく、50,000 円を交付していたが、他区の金額と開きがあった。また、子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園は、入園料を徴収していないため、入園祝金を交付していなかったが、区立幼稚園と比べると、施設費などの支出があり、保護者負担が多くなっている状況だった。このような状況を踏まえ、今年度から入園祝金の増額及び対象の拡大を行い、保護者の負担の軽減を図るものである。2 番補助対象は、私立幼稚園に入園された、台東区内に住所を要する幼児の保護者。項番 3 充実内容は、園児 1 人につき入園祝金を 1 万円増額し、6 万円とするとともに、新制度に移行している私立幼稚園も対象とするものである。4 実施日、5、予算額については資料の通り。

【質疑応答】

(高橋委員)

1点、お礼と1点、お願いということで、この場合は、協議会であり、要望する場ではないので、要望の説明ではありません。ただ、私立幼稚園に通わせる保護者の現実を皆さんにも知っていただきたいため、話したいと考えている。報告資料の中に出てきた、私立幼稚園の中に、従来の幼稚園と、それから、今日の審議事項の②、(1)の②にも子ども・子育て支援法という法律が出てきたが、この法律に則った新制度に移行した幼稚園が今、全国的にも多くなってきている。台東区内も2園ほど、新制度に移っているが、新制度のこの報告資料の文章の中では、入園料を徴収していないということになっているので、当然、入園料の補助は出ないのが通常だが、台東区は今年度より、新制度の幼稚園にも1万円増額し6万円という保護者の補助が出るということは、これ他の区に比べても非常にありがたい充実した補助に変わっていて、この場をお借りして、本当にお礼を申し上げたい。ただ、実はこの補助制度が、この4月からが対象となっている。で、皆さんは幼稚園で、何歳から入るかということはおそらくご認識されていると思うが、通常、いわゆる3歳4歳5歳年少中年長ちょうど3学年というふうに今一般的に思われているが、実は、もう1学年ありまして、2歳児の中で、満3歳の誕生日を迎えると、幼稚園に入れるというそういう制度が、これは法律で決まっている制度ですけれども、この3月、4月以前に3歳児で入園されているご家庭があります。この補助金の制度が4月からになったということで、入園の時期が満3歳になったお子さんが入園したのが例えば、10月、2月などとなると、そのわずか数ヶ月の差で、入園のためのお祝い補助金が出ない方が、少数いる。これが幼稚園に対する補助であれば、仕方がないと思うが、この入園祝いの金の充実の目的が、保護者の負担軽減にあるので、移行をする期間としてできればその保護者に対しても、新制度に移った幼稚園で、入園に係る補助金が出ない方がいることは非常に保護者には負担が大きいと思っている。今、負担が大きいと言ったのは、入園料という名称のお金は納めてないが、新制度に移行した幼稚園は、入園受け入れ準備金という形で、受け取っているというケースがよくある。それは保護者負担になるので、そこを考えると、補助を出していただけるとありがたいと思っている。実際に例えば、区によって、この新制度に移った幼稚園が入園受け入れ準備金というお金を、入園料として理解をして、それに対する入園料補助を出す区と出さない区と分かれているのが現実となっている。だから、その辺も踏まえてもう少し、現状、今出てない移行期間という対象の保護者に対して、何とかしていただきたいと考えている。

(庶務課長)

この制度は実施を始めていて、事業の要綱等もすでに決まっている。そういった対応ができるかどうかというのは、この場では、何ともお答えできないが、ご意見はいただいたので、改めてこちらのことは整理をさせていただく。ただ、現実的に遡って支給するというのは難しいと考えている。

①新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う保育所等の対応について

【説明】

(児童保育課長)

報告資料 11 に基づき説明する。項番 1、登園の自粛要請について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が 4 月 7 日に東京都に発令されたため、区内保育所等は 4 月 10 日から、5 月 6 日まで登園自粛要請を行った。また、緊急事態宣言が延長されたため、5 月 7 日以降から 5 月 31 日まで、引き続き登園の自粛要請を行った。なお、最終的に登園自粛要請は、6 月末まで実施した。参考で、3 月 4 月の区立保育園の登園率を記載した。緊急事態宣言発令後の登園率は 4 月 10 日以降、大幅に減少になったことが表に記載されている。項番 2 保育園の取り扱いについて、(1) 保育料等について、令和 2 年 3 月の取り扱いは、保育料副食費について、3 月 7 日以降に登園しなかった場合には、免除とした。令和 2 年 4 月及び 5 月の取り扱いは、保育料は日割り計算により減額を行った。なお日割り計算の減額は、6 月まで実施を行った。副食費については、4 月は 4 月 15 日以降、5 月は 5 月 11 日以降、6 月につきましては、6 月 1 日以降に登園しなかった場合には免除とした。(2) 育児休業中で入所された保護者の復職時期の延長について、令和 2 年度 4 月以降入所の方については、今年度に限り、6 日 30 日まで復帰期限を延長とする対応を実施した。(3) 給食について、給食提供はできる限り提供を行った。提供が困難な場合には簡易給食やお弁当の対応を実施した。なお、7 月からは通常どおりの対応をしている。

【質疑応答】

なし

②令和 2 年 4 月保育所等入所状況について

【説明】

(児童保育課長)

報告資料 12 に基づき説明する。項番 1 認可保育所について、区立が 11 園、私立が 29 園となっている。一番下の合計欄の (A) 欄は 2980 人で、前年と比較し、272 人の増加となった。これは、私立園の下から 4 行目にあります、あさくさあおぞらナーサリースクールから下 3 園が、新規に開設したものによる増となっている。項番 2、こども園は区立が 3 園、私立が 2 園で、長時間保育児の人数を記載。合計欄、(B) は 392 名となり、前年と比較して 1 名の減となっている。項番 3、地域型保育事業のうち、小規模保育所は私立 13 施設で 216 人。事業所内は私立 2 施設で 26 人。家庭的保育は私立 6 施設で 23 人となった。合計欄 (C) をご覧いただき、地域型保育事業全体で 265 人となり、前年比 3 人の増となっている。以上、1 から 3 までの認可の施設による利用者数の合計は 3637 人で、前年と比較して、275 人の増となった。次に項番 4、認可外保育は、区が実施の緊急保育室、定期利用保育室、ベビーシッター利用支援事業による保育。合計は 156 人で、前年と比較して、28 人の増。これは御徒町保育室の定員増によるものとなっている。次に項番 5、認証保育所は、区内と区外合わせて合計 226 人で、前年と比較して、16 人の減。以上、1 から 5 までの入所者数の合計は 4019 人で、前年と比較して、286 人の増となっている。また、参考で企業主導型保育所に入所しているという情報も掲載している。最後に、町名別の保育所等待機児童数について、区内全体では、待機児童数は 60 人となっている。待機児童者数は前年と比較して、19 人の減となっている。

【質疑応答】

(古屋委員)

先ほどの報告資料の11にも関連し、これもお願いで、本当にこんな非常時で、横倉課長も4月1日に変わったばかりで本当に、ご苦労だったろうとすごく思うが、保護者等々からの意見として、台東区の永寿病院がコロナの感染がかなり多く出ている中で、小児科だったり、夜間の小児診療というところで、発表されるのが遅く、区に問い合わせると東京都の発表に一括していると言われる。区としての情報公開や発表が、もっとあると保護者も安心だろうと思う。それと緊急事態宣言が発出されるか解除されるかという時に、保育園はどうなるのかということが園長会として、また各園からも、保護者からも、区に殺到して問い合わせがあったと思うが、判断がぎりぎりの判断で、休園や自粛登園等、発表が遅くて保護者が結構大変だったと思う。冬にかけて、感染者が増えるのではないかとされている中で、再度緊急事態宣言が出された場合に、早い判断しないと、なかなか保護者もそれに合わせて、保育園も動いていくことが難しいので、早急に判断して指示をして欲しいということと、情報公開をもっと明確にしてもらいたいという点を要望したい。それと、待機児童が60名となっている中で、町会によってはゼロのところもあり、東京都も市部の方からこの定員割れをしている保育園がどんどん出てきていて、私たちのいる北部地域でも定員を割れている保育園というのも幾つもある。もちろん幼稚園も定員が割れて、大変なところもあると思うが、区としての今後の保育園の増園計画についてはどのようにお考えなのか聞かせたい。

(児童保育課長)

まず、情報公開については現在様々なご意見をいただいている。こちらは、保健所や広報課等と調整しながら情報公開をしていくので、いろいろな意見を聞きながら進めていきたいと考えている。続いて、早い判断について、我々もはじめての経験で、なかなか判断できなかったということ、遅れたということは、大変ご迷惑をお掛けしたというふうに思っている。今後可能な限り早い判断、正しい判断ができればと考えている。最後に、保育園の今後の設置計画については、現在募集をかけている時には、待機児童が多いところを中心に、提案をいただいている。南部地域の待機児童が多いところを中心に、提案を受け、うまくバランスをとっていきながら、待機児童を減らしていきたいと考えている。

⑭保育所等における新型コロナウイルス感染症対策について

【説明】

(児童保育課長)

報告資料14に基づき説明する。項番1、事業概要は、区内の保育所等の新型コロナウイルス感染症対策を支援し、子供たちを安心して育てることができる教育環境を整備する。項番2、対象施設は保育所が区立、私立計91園、認定こども園が区立私立計5園、こどもクラブは24施設が対象施設となる。項番3対策内容は、保育所等に使用する保健衛生用品の購入と保育所等の消毒としている。金額は1施設50万円、ただし、令和元年度からの合計額となる。項番4、国からの補助割合は10/10。項番5、補正予算額は、6月の第2回区議会で成立をしており、歳入・歳出で、53,065,000円。内訳は記載の通り。

【質疑応答】

(中村委員)

自分の子供を保育所に通わせている関係でちょっとコメントしたい。緊急事態の中で、どうしても会社に行かなければならない事情があった保護者もいた中で、保育園を続けたというのは非常にありがたかったと思っている。発展した形で、この感染症対策の中で、これからも初めての事象がどんどん続いていくと思うが、先ほどからの情報発信、出す側、受け取る側ということが一つで、迅速なということが一つキーワードになっているが、自分が通わせている園でよかったなと思ったことが、昨年度からアプリを本格的に導入され、一斉配信が迅速にされた。多分決断されるまでも時間がかかったと思うが、そのあとの保護者への通達が非常に早く、助かった。もちろん対策内容にある、衛生品の購入や消毒も基礎的なところで、一番重要なところだと思うが、そういった電子化が導入されていない園のネックになっていることが資金的なところであるとするならばそこに公的な資金の支援があると、非常に導入が進むと思う。皆平等に配れる情報の発信ができる点や、保育士の負担が非常に増えている中で、アプリの導入、電子化は連絡帳のやりとり等の負担の低減化やコストの低減化にも繋がっていくはずであり、今の保護者もアプリを使える方がほとんどだと思うので、ぜひ今後も区独自で施策を検討する際に、検討していただきたい。

(児童保育課長)

どのように保護者と連絡をとるか、迅速に連絡をとるかは、大切なことだと痛感している。区立園ではまだ導入しておらず、私立園ではアプリ等でやっているという園を確認している。ICT補助金もあるのですが、区立園も含め、保育園と保護者がうまくコミュニケーションをとれるように積極的に進めていきたいとは考えている。

(土肥委員)

仕事がIT関係なので、その観点から1点と、別の観点で1点お話をしたい。ICT化、確かに素晴らしいと思うが、活用できている園はあまりないと思っていて、園で導入の支援をしたことがあるが、逆に先生方は手書きの方が楽というケースが多かったりした。あと、例えば、データをタブレットやスマホを配り、育児最中にスマホで写真を撮ることはすごく楽だが、保護者からは、遊んでいるように見えるのを気にされて嫌だという意見もあったり、例えば先生同士のコミュニケーションについても、紙だとぱっと書けるのが、アプリだとログインし、移動して、と二手間ぐらい多いというのもあって、実は1分、数秒の目を離すことが結構多い。幼児、乳児の場合だと結構負担になることもあるので、なかなか難しいという現状がまずあると、幼稚園とか保育園の先生方の意見はどうか分からないが、ITの観点からは思う。なので、お金だけではなく、例えばIT、ICT化の導入のコンサルを入れる支援から入った方が、画期的なものにできるかと思っている。

もう一つ、この感染症対策の費用について、特に公立の場合が中心だと思うが、例えば、消毒薬買いたいが、小学校で買えない、当初の予算で決まっていなくてお金が使えない。そのため、PTAが買うということが、特に公立の場合あると思っている。特に、緊急で必要なものは、施設によって違うので、例えば、消毒用のアルコールは大量に仕入れたが、先生用のフェイスシールドが足りない園もあれば逆もあるかもしれない。その辺が、各施設の裁量で使えるような形で配分をしていただければと考えている。

(児童保育課長)

IT関係が苦手な保育士も当然いますので、様々な意見を聞きながら進めていきたいと考えているが、声として聞くのは、紙だと保護者が来た時にしかお渡しできない、ICTツールを使うと、保護者だけでなく、祖父、祖母等の関係者にも情報を共有できる。迎えに来たときにコミュニケーションをとることができるという点もアドバンテージが相当程度あるというのも聞いている。保育士の現場からの意見をききながら、進めていければと思っている。

保育園の補助の件については、各園で様々なかたちで、いろいろな観点で、選ぶことが可能なので、各園に適した消耗品で選んでいただければと考えている。

⑮旧竜泉中学校跡地における高齢者福祉施設等整備に伴う竜泉こどもクラブの仮移転について

【説明】

(放課後対策担当課長)

旧竜泉中学校跡地における高齢者福祉施設整備に伴う竜泉こどもクラブの仮移転について、報告資料15に基づき説明する。項番1、概要について、現在旧竜泉中学校跡地を活用した、新たな高齢者施設等の整備が計画されている。竜泉こどもクラブは、新施設の地域棟内に整備が予定されている。項番2、竜泉こどもクラブの現況については、資料の(1)、(2)の通り、旧竜泉中学校内にて、運用をしている。項番3、仮移転先については、旧竜泉中学校敷地内に仮施設を設置し、こちらに移転をする。項番4、移転期間は、記載の期間を予定している。項番5、予算額は、施設設置にかかる費用として、資料の金額を予定している。項番6、スケジュールは資料記載のとおり。

【質疑応答】

なし

⑯新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う放課後対策事業の対応について

【説明】

(放課後対策担当課長)

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う放課後対策事業の対応について、小学校の臨時休校があった、3月から5月までの状況を報告資料16に基づき説明する。項番1、こどもクラブ、(1)運営状況について、区立小学校の臨時休校に伴い、資料のとおりの内容で運営をした。この期間は、感染拡大防止のため、利用者には、利用の自粛を要請している。参考として、その間の在籍者に対する利用率を掲載している。4月7日の緊急事態宣言後から、こどもクラブの利用は減少している。

(2)育成料について、3月分に関しては感染症対策のために利用しなかった日がある場合には、申出をいただき、申出をいただいた方については、利用者負担をなしとした。4月分、5月分については、緊急事態宣言が出されたことを踏まえ、全利用世帯に一層の利用自粛をお願いしたため、利用者負担をなしとした。項番2、放課後子供教室については、記載の通り、規模を縮小して実施した。項番3、児童館は、3月3日から休館とした。ただし、放課後子供教室と同様に、日中に居場所が必要な児童については、児童館の利用を可能とするかたちをとった。

【質疑応答】

(桑原委員)

保育園の報告、それから放課後クラブの報告等を伺った。教育委員会からは、職員も含め、感染者が出た場合には、医師会経由で各地、それぞれの医院に情報が回ってくる。一方で、保育園、幼稚園、それから放課後こどもクラブに感染があった場合は、医師会に情報提供しているのか。

(庶務課長)

現状、小学校、中学校発生した場合は医師会に知らせている。幼稚園は、区内で発生していないので、連絡はまだない。保育園の場合は、園医に伝えている。

(桑原委員)

もちろん地域の感染なので、園医だけではなく、医師会経由で、それから放課後こどもクラブも小学校を使ったものだろうから、出た場合には、医師会に連絡いただき、情報をいただける方がありがたい。

(放課後対策担当課長)

学童保育については、利用者が小学生で、今のところ、児童の方では出ていない。

(桑原委員)

児童じゃなくても、そこで働いている方たちとかの中で出たことがあれば、それを情報としてあげていただきたい。

(放課後対策担当課長)

情報としてお知らせした方が良いということであれば、学校と同じようなかたちでできるよう、検討していきたいと考えている。

⑰令和2年4月放課後対策事業の利用状況について

【説明】

(放課後対策担当課長)

令和2年4月放課後対策事業の利用状況について報告資料17に基づき説明する。項番1、こどもクラブ利用状況について、定員は1395名で、昨年度より20名の減。これは、こどもクラブの統合やこどもクラブで定員の見直しの増減があったため、減少している。利用者数は1329名。昨年の内訳は、資料のとおり。待機児童数は53名で、前年度より16名減少している。項番2、放課後子供教室の登録状況については、今年度より、上野小学校、谷中小学校、浅草小学校、金竜小学校で、新規開設し、実施校は現在9校となっている。教室の参加には事前登録が必要で、4月末現在の登録者数は、資料の通りとなっている。項番3、令和2年度の放課後対策事業、事業者の選定繰延について、こどもクラブ、放課後子供教室の運営委託事業者を選ぶ公募型プロポーザルについては、新型コロナウイルス感染症への対応をしている中、適切な選定が行えないと考えたことから、1年繰延することとした。

【質疑応答】

なし

(3) その他

なし

(西委員長)

これをもって令和2年度第1回台東区次世代育成支援地域協議会を閉会する。